

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠和会（以下、「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下、「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
 - 3 この法人の全評議員の報酬総額は、年間100万円以内とする。
 - 4 常勤理事の報酬は、別表1に定めるとおりとする。
 - 5 非常勤理事の報酬は、別表2に定めるとおりとする。
 - 6 各々の監事の報酬は、評議員会において定めるものとする。
 - 7 評議員の報酬は、別表3に定める額とする。
 - 8 年俸の支給額は、在任期間に応じて別表4に定める割合を乗じた額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

- 2 常勤役員が評議員会または理事会に出席するための交通費は、支給しない。
- 3 非常勤役員、評議員が評議員会または理事会に出席するための交通費は、実費支給することができる。
- 4 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、出張旅費規定に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

- 第6条 理事、監事の報酬は、別表1に定める額を半額ずつ、年2回に分けて、支給月の25日に支払う。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 2 評議員の報酬は、毎月末日に締めて、翌月25日に支払う。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
 - 3 前条第2項の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

- 第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表する。

（改廃）

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。

別表1 常勤理事の報酬額

支払対象者	支払形態	支払金額
理事長	年俸 (支給月：6月・12月)	200,000円
常務理事	年俸 (支給月：6月・12月)	150,000円
理事	年俸 (支給月：6月・12月)	100,000円

別表2 非常勤理事の報酬額

支払対象者	支払形態	支払金額
理事(非常勤)	年俸 (支給月：6月・12月)	100,000円

別表3 評議員の報酬額

支払対象者	支払形態	支払金額
評議員	日当	20,000円

別表4 年俸の支払割合

在任期間	支払割合
10か月以上 12か月	4/4
7か月以上 10か月未満	3/4
4か月以上 7か月未満	2/4
1か月以上 4か月未満	1/4